

東京都知事 小池 百合子様

東京都商工会連合会  
会長 山下真一

## 令和 8 年度東京都予算に対する要望

わが国の経済は、米国の通商政策等による影響が一部にみられるものの、緩やかに回復している。国は、デフレからの完全脱却と新たな経済ステージへの移行、少子高齢化・人口減少を克服し、持続可能な経済社会の実現を目指し対策を推進している。また、東京都においては、中小・小規模企業の振興にむけた、各種支援策、金融支援、働き方改革の推進などの支援策の充実が図られているところである。

一方、中小・小規模企業を取り巻く経営環境は、人手不足の深刻化、長引く物価高騰の影響に加え、米国の関税引き上げの影響など、不透明感も増している。さらに人件費や原材料価格の高騰によるコストの増加を適正に価格転嫁する取組も、なかなか進んでいない。

商工会は、このような厳しい経営状況にありながらもあらたなサービスや新商品の開発、生産性の向上などに取り組む中小・小規模企業に対し、国や東京都の助成制度や融資等各種支援策を周知し活用につなげるなど、きめ細かな伴走型支援を推進しているところである。地域の経済にとってなくてはならない中小・小規模企業の持続的発展のために、本会は、東京都・国などの関係機関と連携し、社会の発展に向け尽力していく所存である。

東京都におかれても、本要望の趣旨をご理解いただき、厳しい状況のなか、日々経営改善に取り組む多摩・島しょ地域の中小・小規模企業を強力に支援するための予算を引き続き十分に確保されるとともに、各種施策の実現に取り組み、地域の持続的発展を支援されたい。

商工会の切なる要望を是非とも実現していただきたく、27商工会2万8千の会員の総意を持って強くお願ひする。

### 一. 持続可能な発展に向けた中小・小規模企業支援

1. 長期化する物価高騰等により深刻な影響を受けた中小・小規模企業への対策について
2. 中小・小規模企業の事業の継続等に対する支援の強化について
3. 税制の見直し等に関する国への働きかけについて
4. 八丈町及び青ヶ島村における台風災害に対する災害復旧支援及び小規模事業者等の事業継続に対する支援について

### 二. 小規模企業振興

1. 小規模企業への支援の更なる充実について
2. 商工会等を中心とした実効性ある支援体制の強化について

### 三. 観光振興

1. 多摩の観光振興を推進する広域的なネットワークへの支援の強化について
2. 多摩地域への観光客誘致について
3. 多摩地域から羽田空港への鉄道アクセスの強化について
4. 島しょ地域の活性化及び観光産業に対する支援について

#### **四. ものづくり振興**

1. ものづくり中小・小規模企業への支援の充実について
2. 中小・小規模企業の人材確保支援事業に対する支援の継続について

#### **五. 多摩地域要望**

1. 横田飛行場の民間利用促進について
2. 多摩地域都市基盤整備等の早期実現について

#### **六. 島しょ地域要望**

1. 島しょ地域の活性化支援策の強化について
2. 畦島航空路線の便数確保及び燃料への補助制度の支援について
3. 小笠原空港の早期開設について

(詳細以下の通り)

## 一．持続可能な発展に向けた中小・小規模企業支援

### 1. 長期化する物価高騰等により深刻な影響を受ける中小・小規模企業への対策の充実について

#### （1）物価高騰や賃金引上げ等コスト増の影響を受ける事業者への支援の強化と適正な価格転嫁の実現

長期化する原材料価格の高騰、人手不足の深刻化と人材確保のための防衛的賃金引上げ等により、中小・小規模事業者におけるコストの増加が大きな経営課題となっている。

こうしたコストの増加に対して、適正な価格転嫁が必要となるが、多くの中小・小規模事業者は、大企業等からの受託取引を中心としているため、依然として対等な立場で価格交渉を行うことが困難である。そのためコストの増加分を適正に価格転嫁することができず利益を圧縮せざるを得ない事業者も多く見られる。

東京都は、国の実施する中小受託事業者取引適正化対策と連携し、適切な価格転嫁ができる取引慣行の定着に向けた環境整備をさらに推進されたい。

また、厳しい経営環境に直面しながらも、新たな顧客の開拓や新事業分野への進出など、積極的な経営を展開する企業にとって、物価や人件費の高騰が大きな負担となっている。

このため、こうした企業の取組に対する低利融資や助成金などの資金面での支援や賃上げ等を促進する支援を充実されたい。

#### （2）デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進支援の強化

コロナ禍を経て、国民の生活スタイルや消費行動は大きく変化した。テレワークの導入による新しい働き方の普及拡大、Webを活用したオンラインによる会議や打合せの定着、電子決済やECサイトの拡大など社会のデジタル化が飛躍的に進展した。この変化により、中小・小規模企業においてもデジタルを活用した経営に対応することが喫緊の課題となっている。

さらに、物価高騰等によるコスト増や人手不足に対応するため、DX化を推進することによる生産性の向上は、今後の企業経営にとって必要不可欠である。

しかし、経営者の高齢化やDXに関するノウハウを持たない中小・小規模企業では、いまだに対応が進んでいないところも多く、今後の事業展開や新たな顧客獲得に取組めていない状況である。

このような事業者に対し、適切な情報提供や専門家によるアドバイスに加え、機器の整備に係る助成金等により、DX化がさらに促進されるよう支援を強化されたい。

また、これから決済手段の中心となるキャッシュレス決済を定着させることが必要不可欠であるが、多額の導入費用負担が推進を妨げることになるため、小規模企業が導入できるよう初期導入費用への助成、手数料の低減や補助、決済後の入金までの時間短縮など体制整備等について支援されたい。

さらに中小・小規模企業の現場における限られた人材の中からDX人材を育成す

ることは困難であり、また、IT人材の供給も十分とはいがたい。あわせて、IT活用に伴うセキュリティ対策も重要となっている。デジタル化が進展し、全ての情報がネットワーク化される中で、地域ごとにサイバーセキュリティを担う人材を配置することも望まれる。

東京都は、中小企業のセキュリティを支援する人材を育成するとともに、中小・小規模企業内でのDX人材の育成、リスクリソースへの助成や研修機会の提供等の支援を充実されたい。

また、東京都が推進する地球温暖化の防止を促進するためのH.T.T（省エネルギー対策等）の取組や脱炭素社会の実現に向けたグリーントランクスフォーメーション（GX）に取り組む中小・小規模企業に対し、その取組を促進するため設備導入等への助成金を措置されたい。

### （3）中小・小規模企業における深刻な人手不足に対する支援

中小・小規模企業における人手不足の影響は深刻であり、人材を確保するための賃上げも中小・小規模企業にとっては大きな負担となっている。建設業や物流業をはじめ業種によっては採用募集に応募がなく、人材の流出が進むなど、事業継続を維持することが厳しい状況にある企業も見られる。

物価上昇を上回る賃上げの定着を目指す政府の方針により、今春も大企業を中心に大幅な賃上げが実施されたが、多くの中小・小規模企業においては、物価高騰に伴うコストの增加分を適正に価格に転嫁することができず、また、最低賃金の大幅な引き上げや防衛的な賃上げにより、人件費の負担が大きくなっている。

将来に向けた人材の確保、後継者の育成、賃金の引き上げは中小・小規模企業の最重要課題である。

東京都は、中小・小規模企業の持続的・安定的な経営の維持・発展に向け、直面する人手不足、人材確保、賃金引上げに対する様々な支援策を講じられたい。

## 2. 中小・小規模企業の事業の継続等に対する支援の強化について

### （1）事業変革に向けた取り組みへの支援強化

原油・原材料価格の高騰や燃料費・物流費・人件費などの負担増加が長期化しているため、多くの中小・小規模企業は厳しい経営状況を強いられており、新たな商品・サービスの開発、顧客や取引先の変更、営業手法の変更等、生産性の向上による事業の変革に取り組んでいく必要がある。しかし、経営資源が脆弱な中小・小規模企業においては、その取り組みが十分に進んでいるとは言えない。

事業変革の機運が高まる中で、様々な業種で具体的な取り組みが推進できるよう新商品・サービス開発や業態転換等の取り組み、販路開拓等に対する取組みについて支援を拡充・強化されたい。

特に、ものづくり企業においては、既存技術等を活かした成長市場への進出などを後押しするため、東京都の支援により令和5年6月より新たな支援拠点「多摩・島しょ事業創造支援拠点」を設置し、新製品開発等による新市場進出、事業の革新や転換等の支援を実施している。また、こうした取り組みを加速させるべ

く、令和6年度には「多摩ものづくり未来応援塾」を立ち上げ、これからのものづくりに重要な「事業創造」にチャレンジできる次代のものづくり中小企業の経営を担う人材等の育成事業にも取り組んでいる。多摩地域の重要産業のひとつであるものづくり企業に対するさらなる支援を強化・拡充されたい。

また、事業変革に対する意識やニーズは高まってきているものの、具体的な新製品開発等の取組は、長期間にわたることや、企業ごとに技術開発や量産体制を整備するタイミングに違いがあるため、「成長産業分野への事業転換に向けた製品開発支援事業」における申請手続きの簡素化とともに、必要なタイミングで柔軟に資金支援が受けられるよう強化・拡充されたい。

## **(2) 第三者承継など経営資源をつなぐための支援制度の拡充**

小規模な事業譲渡による第三者承継は増加傾向にあるものの、依然として多くの事業者が後継者不在問題を抱え、今後も廃業を余儀なくされるケースが増えることが予想される。

当会では、事業承継や経営資源の引き継ぎを促進させるため、令和3年度より「多摩・島しょ地域資源承継支援助成金」事業に取り組んでいるが、経営者の高齢化と後継者不足等は依然として深刻であり、これまで以上に事業承継を促進していくことが急務である。

特に、第三者承継においては、引き継ぎ当初から一定の売上を確保できる可能性がある一方で、顧客が前経営者個人についている場合も多く、従前の売上確保が難しいケースも少なくない。また、引き継ぐ店舗の大きさや従業員の人数などを選ばずに経費の負担が重くなってしまうケースや、ノウハウ提供や顧客との橋渡しを行う前経営者への人件費が新たな負担となることもある。

そのため、本制度の経営資源の引き継ぎにおける「助成限度額の引き上げ」や「対象範囲の拡充」など、制度の魅力を高めることで、第三者による事業承継をさらに加速させていただくよう支援されたい。

## **(3) 新規開業、創業支援に対する支援の強化**

コロナ禍を経て、生活様式や価値観など、経営を取り巻く環境は大きく変化し、中小・小規模企業にとって大きな変革が必要な時期となっている。近年は、経営資源を引継ぎながら創業することで、取引先や顧客を確保しながら、かつ費用負担を軽減してスタートするといった新たな創業のカタチも生まれている。

倒産や廃業が増える中で、創業に対する支援は大変重要であり、創業希望者が一步踏み出す後押しとなるよう創業助成の拡充や創業融資における利子補給（無利子化）など資金面の支援を充実されたい。また、既存事業や経営資源を引継ぎながら創業することによって経験値のある前経営者と比較されるなど、より高度な経営力が求められることから、創業者に対する経営者教育等への支援についても充実されたい。

## **(4) 廃業(計画的な事業終了)支援と事業・経営資源の承継に対する支援**

物価高騰や賃上げ要請への対応等に伴うコスト負担の増加に加え、適切な価格転嫁が進まない中で利益を確保することができず、業績不振からの脱却が困難と考えて、事業継続を断念する経営者が増えると予想される。これまでこうした廃業や店舗の閉鎖等に対する支援はなかったが、中小・小規模企業に対する計画的な事業終了をサポートする廃業支援の必要性が高くなっている。

ただし、廃業支援とは積極的に廃業を促進するものではなく、廃業を決めた経営者が債務超過にならずに計画的に事業を終了するよう支援する取組である。廃業に対して、取引先との関係整理や事業用資産の処分、事業終了までの資金繰り等について、①必要な情報の提供、②相談、③専門家による支援を行うものである。この過程で経営者自身が気付かなかつた、事業や保有する経営資源等について継承が可能であり、有用なものがあった場合は事業、経営資源の第三者承継等を進めるものである。そのため、計画的かつ円滑な事業の終了と、有用な事業と経営資源の継承に対する支援の創設を強くお願いしたい。

## （5）中小・小規模企業のBCP策定支援の強化

新型コロナウイルス感染症など世界規模の感染症や、令和6年1月に発生した能登半島地震をはじめとした全国的に頻発する大規模地震、台風や大雨による自然災害、また、近年の不安定な国際情勢など、事業の継続を困難にするような想定を超えた事態に備えるため、中小・小規模企業においても事業を継続するためのBCP（事業継続計画）の策定が急務である。

しかし、規模が小さく、零細経営の事業者では具体的な計画策定が進んでいないことから、中小・小規模企業におけるBCP策定の支援の強化を引き続き強くお願いする。

## 3. 税制の見直し等に関する国への働きかけについて

以下の税制の延長・見直し等については、中小・小規模企業の経営、事業承継等にとって有効であることから、東京都からも国に対し強く働きかけられたい。

### （1）円滑な事業承継に資する税制の整備

事業承継税制（特例措置）は、中小企業・小規模事業者の円滑な事業承継に大きく寄与しており、令和6年度税制改正で特例承継計画の提出期限が2年延長されたところである。

一方で、経営者の高齢化による廃業は中長期的な課題であり、地域経済を支え、雇用を守ってきた中小企業・小規模事業者の次世代へ事業の引継ぎを円滑に後押しするための施策が不可欠である。

については、本特例措置の期限（令和9年12月）後における新たな特例措置の創設等を早期に検討すること。

また、特例経営承認期間（5年間）は、毎年書類を作成する必要があり、その必要書類を都道府県と税務署双方に提出しなければならず、過度な事務負担が生じていることから、提出書類の一本化や提出先のワンストップ化など、利用者の

事務負担軽減策を検討し必要な措置を講じること。

## (2) 積極的な事業活動を促進する税制の特例措置の延長等

中小企業・小規模事業者の経営基盤を強化するとともに、事業活動を積極的に促していくためには、次に記載する租税特別措置について適用期限の延長等が求められていることから必要な措置を講じること。

- ・インボイス制度導入に伴う各種特例措置の適用期限
- ・中小法人税率の軽減措置の恒久化
- ・中小企業者の事業承継等に係る不動産取得税の軽減措置
- ・中小企業者等の少額減価償却資産の全額損金算入
- ・経営実態に即した減価償却方法の見直し

## 4. 八丈町及び青ヶ島村における台風災害に対する災害復旧支援及び小規模事業者等の事業継続に対する支援

令和7年10月9日から13日にかけて伊豆諸島南部を連続して通過した台風22号及び23号の猛烈な風等により、特に八丈町と青ヶ島村において、多くの事業者の店舗、宿泊施設、倉庫、作業場などに甚大な被害が発生した。

具体的には、建物、設備、機械類、商品などの損壊、停電や製造設備の故障による貯蔵品の被害などがあげられる。また、断水や道路の寸断などと相まって島内の主要な産業である観光業にも重大な影響が出ている。被災した事業者には高齢の経営者が多く、また、後継者がいない者もおり、地域の住民生活を支える商店や事業所が廃業、閉鎖の危機に晒されている。

なお、道路や貯水施設、給配水管などインフラの復旧には長い期間を要することも見込まれるが、島の主要な産業である観光客の受入休止の長期化は、島内の産業経済に多大な影響をもたらすとともに住民の生活を直撃し、地域全体の衰退にもつながりかねないため、早期の復旧が必要な状況である。

被害を受けた事業所が一日も早く事業の立て直しや復旧に安心して取り組むことができ、観光客を東京の宝である島しょに迎えることができるよう、特段の支援を要望する。

## 二 小規模企業振興

### 1. 小規模企業への支援の更なる充実について

#### (1) 商工会等に対する補助金の確保及び経営改善普及事業の拡充

小規模事業経営支援事業（経営改善普及事業）は、地域商工業者や小規模企業の多様なニーズにきめ細かく対応した中小・小規模企業対策の中心的な事業であり、安定的に実施することが重要である。そのためには現場で小規模企業を直接支援する経営改善普及事業に従事する職員の確保やスキルの向上、必要な相談体制の整備や会員等企業向けのセミナー・研修会の充実などに対応できる事業費の

確保が必要である。

また、商工会が推進する地域振興事業は、小規模企業や住民、地域団体が連携し、地域経済を活性化させて消費を拡大することにつなげるもので、経営改善普及事業の効果を高め、小規模企業の経営意欲を喚起するために重要な事業である。

については、経営改善普及事業に従事する職員の人材の確保、資質向上、モチベーションの維持向上などにも配慮して、商工会等に対する小規模事業経営支援事業費補助金を確保されたい。また、地域振興事業を経営改善普及事業に位置づけて積極的に支援されたい。

## **(2) 小規模企業の円滑な事業承継と創業の推進支援**

① 当会の調査によると、多摩島しょの小規模企業の過半数は創業者が代表者を務め、経営者の約3割が70歳以上、さらに過半数が60歳以上を占めていることが明らかになっている。この現状は、多くの小規模企業が事業承継に関して課題を抱えることを示唆している。

一方で、小規模企業は、雇用や経済面だけでなく、祭りや行事、まちづくり、防災防犯など、多様な取組で地域に貢献していることから、その減少は、地域の活力を喪失させ、東京の発展にも影響を及ぼすといえる。

本会では、東京都の支援により平成29年度には、閉店や廃業をする店を地域の別の企業が引き受ける新たな支援に取り組み、平成30年度からは事業承継に必要な費用負担を軽減する助成制度を開始した。さらに、令和3年度には事業承継や経営資源の引継ぎを支援する新たな助成制度「多摩・島しょ地域資源承継支援助成金」を立ち上げた。しかし、事業承継問題は依然として喫緊の課題であることから、本助成金における「助成限度額の引き上げ」など、魅力の向上を図ることで、事業承継を一層加速させるよう支援を強化されたい。

② 創業を支援するには経営面からの支援、資金面からの融資、助成支援が重要であり、これらの支援については東京都の新たな取り組みにより環境が整備されてきた。しかし、創業後5年程度は赤字状態が続き、資金面で厳しい状態が続くといえる。こうした状態の創業企業を支援することは経営の安定化に有効であり、創業成功企業の増加につながることから、創業者への助成、融資等の資金面の支援の充実を図られたい。

## **2. 商工会等を中心とした実効性ある支援体制の強化について**

### **(1) 商工会等による経営発達支援や事業承継を推進する支援体制の強化**

これまで半世紀以上にわたり小規模企業を支援してきた商工会には、より高い専門性と実効性が求められており、地域における小規模企業の支援機関としての責務はより重くなっている。都内27商工会の現状をみると、身近な地域の支援機関としての役割を果たしているものの、中核的な支援機関としての機能を十分に発揮するには課題もある。経営指導員による経営現場における支援力の更なる

強化や、地域の実情に応じた実効性ある支援の実現等が必要である。

東京都商工会連合会が運営する多摩島しょ経営支援拠点は、小規模企業の経営支援機関として商工会地域全体をカバーし、専門家を活用した相談体制により事業承継など様々な経営課題に対し、広域的な支援を実施している。引き続き地域経済の活性化に寄与する小規模企業の経営持続化を促進し、事業承継や創業を強力にサポートするため、多摩島しょ経営支援拠点が各商工会と連携して事業を推進できるよう支援されたい。

## **(2) 商工会の財政基盤の維持・強化に対する支援**

長引く物価高騰は、各商工会の事業運営にも影響を及ぼし、財政基盤の脆弱な商工会においては、地域におけるイベントをはじめとした地域の振興に資する取組においても、一部では事業規模を縮小せざるを得ない状況も見られる。

また、会員事業者の減少や高齢化など、商工会の運営も一層厳しさを増しており、特に、島しょ地域の商工会においては、高齢化と人口減少が著しく、廃業等による会員の減少により自己財源の確保がますます厳しくなっている。

地域の商工業の発展に重要な役割を果たしている商工会の安定した財政基盤を維持するためにも、補助金の柔軟な運用や予算措置などの支援を要望する。

## **(3) 経営指導員の一層の資質向上を図る中小企業診断士養成課程への派遣支援**

商工会が小規模企業支援の中核となり、その役割を果たしていくためには、経営指導員の一層の資質向上を図ることが必要である。多様化、高度化、広域化する経営支援ニーズに対応する専門性を持った職員を養成するため、中小企業基盤整備機構が実施する「中小企業診断士養成課程」への派遣費用については、柔軟に活用できるよう助成方法を検討されたい。

## **(4) 商工会館の維持及び耐震工事等への補助制度**

商工会館は、中小・小規模企業の経営の拠点でありながら、災害時には復旧・復興の拠点の最前線として避難所や支援物資の提供場所の役割を果たすなど、地域の重要な拠点となっている。

しかし、多くの商工会館は築50年を超える老朽化が進み、建て替えや大規模改修が必要な時期を迎えており。

各商工会では自己財源の減少などによる厳しい財政状況のなか、限られた財源をやりくりし補修費用を捻出し、設備等を維持している。また、耐震補強については耐震診断の必要性を理解しながらも、その後の耐震工事が必要となった場合、工事費への対応準備がないのが現状である。

地域内小規模企業支援の拠点として重要な役割を果たす商工会館の維持に向けて、耐震診断並びに耐震工事などに対する補助制度を創設されたい。

### **三．観光振興**

#### **1．多摩の観光振興を推進する広域的なネットワークへの支援の強化について**

大都市近郊でありながら、豊かな自然と利便性を備えた多摩地域のポテンシャルは高く、その魅力を国内のみならず海外の方に知っていただくことは多摩の中小・小規模企業と地域産業の振興にとって大変重要である。

本会では、国内外に向けて多摩の魅力を発信して、多くの観光客が実際に訪れて、その良さを体験してリピーターになってもらうため、現在は自治体単位で行われることが多い観光振興の事業を、商工会や商工会議所、観光協会、JA、企業、自治体等が加わった広域的なネットワーク（多摩観光推進協議会）により、多摩地域全体で面的に展開する体制づくりに取り組んでいる。こうした取り組みに対する支援を引き続き拡充・強化されたい。

#### **2．多摩地域への観光客誘致について**

##### **(1) 観光客誘致を実現するプロジェクト実施への支援**

多摩の魅力を知り、実際に体験しリピーターになってもらうには、上記1のネットワークを活用し、多摩地域全体で観光客誘致かつリピーター増加のプロジェクトを実施していくことが大切である。具体的には①多摩の自然と文化を体験する観光ルート開発プロジェクト、②多摩の自然、食、産業等の魅力を世界に情報発信するプロジェクト等の実施への支援を強化されたい。

また、特産品開発や多摩・島しょ地域の紹介イベント開催などに対して支援されたい。

##### **(2) 観光客受入体制の整備への支援**

- ① 東京近郊の安全・安心な暮らしと完備されたインフラに接して、東京の懐の広さを知ってもらうため、多摩川及び秋川流域での観光インフラとしてのトイレや休憩・駐車スペース等の整備並びに川岸保全措置等を推進されたい。
- ② 外国人観光客が必要な情報へのスムーズなアクセスを保証するため、ハード(無線 LAN 等のインフラ環境)とソフト(言語・サイン・コミュニケーション等)の両面にわたるインフラ構築、特に中小・小規模企業がインバウンド市場への対応が可能となる多言語音声翻訳システムの導入等について推進されたい。

#### **3．多摩地域から羽田空港への鉄道アクセスの強化について**

現在、西多摩や南多摩地域から羽田空港への鉄道アクセスは良くないが、JR東日本南武線・南武支線・東海道貨物支線は羽田空港まで目と鼻の先まで繋がっております、羽田空港への乗り入れが実現すればアクセスを改善することができる。また、南武線は立川で中央線・青梅線、分倍河原で京王線、府中本町で武蔵野線、稲田堤で京王相模原線、登戸で小田急線、武蔵溝ノ口で田園都市線、武蔵小杉で東横線・

目黒線・横須賀線など多くの路線と接続している。乗り入れが実現すれば、訪日外国人旅行者が南多摩・西多摩地域へ訪れる機会が多くなり、インバウンド効果が高まることが期待される。また、南武線沿線地域は「住みたい街」の上位にランクされており、人口増など地域の活性化も期待できる。

多摩地域から羽田空港への鉄道アクセスを強化するため、JR東日本南武線の羽田空港への乗り入れを要望する。

#### 4. 島しょ地域の活性化及び観光産業に対する支援について

島しょ地域における観光産業は、人口減少が進むなか地域産業を支える重要な柱である。

訪日外国人旅行者及び国内旅行者ともにコロナ期と比較して相当程度回復したものの、伊豆諸島への来島観光客数は、コロナ以前の状況には戻っていない。

そのため、ポストコロナにおける「観光」による地域活性化が推進できるよう、島しょ地域の観光振興のため特段の支援をお願いしたい。

### 四. ものづくり振興

#### 1. ものづくり中小・小規模企業への支援の充実について

多摩地域は、世界一の都市東京の近郊で、豊かな自然と利便性を兼ね備えた特色ある地域であり、高い技術力を持った中小・小規模企業が多数立地する。また、大学や研究機関等が集積するなど、東京の新しいものづくりが育つ潜在力を有している。

そのポテンシャルを最大限に活かすため、ものづくり企業が新たな分野に挑戦し、起業や第二創業ができるなど、ものづくり中小・小規模企業が元気に世界を目指す新たな拠点として、例えば大規模工場の跡地を都が取得するなどして、モデルとなる豊かな緑と環境を具現化した小規模企業向け「インダストリアルパーク」のような工場団地の整備を検討されたい。

また、ものづくりにおけるAIやIoTの活用によるデジタルトランスフォーメーションが、コロナ後のものづくりの構造の変革につながる。ものづくり企業の創造力と競争力を高め、成長につながるようにデジタルトランスフォーメーションの推進を支援されたい。

#### 2. 中小・小規模企業の人材確保支援事業に対する支援の継続について

本会では、平成28年度よりものづくり人材を育成し、多摩地域の中小・小規模企業への就業を推進するとともに、人材の確保・育成等に課題を抱えるものづくり中小・小規模企業の受入環境の整備等を支援してきており、多摩地域中小ものづくり企業の外国人活用による生産性向上モデルの創出等にも取り組んでいる。

令和2年度からは、就職氷河期世代やシングルマザー等の就労困難者と、外国人材等が多様な働き方に対応して確保・育成ができるよう受入環境の整備や従業員の

定着化の推進等について、本会を中心に各支援機関等の広域的なネットワークで取組む「多摩地域人材ダイバーシティ推進ネットワーク事業」で支援してきた。また、令和5年度からは事業対象を拡大し、DX・GX人材の育成等についても取組を始めたところである。

これらの取組により、一定数の人材確保や定着が実現している。多摩地域のものづくり企業にとって優れた人材の確保は今後も重要な課題であることから、長期的に取り組めるよう同事業への支援を継続されたい。

## 五. 多摩地域要望

### 1. 横田飛行場の民間利用促進について

横田飛行場の民間利用促進は、地域産業の活性化や雇用の創出につながるとともに多摩地域の経済発展、ひいては日本の国際競争力強化にもつながり、首都圏における人々の利便性向上と経済的効果が期待できる。近隣市町への騒音対策を推し進めた早期の民間利用を促進されたい。

### 2. 多摩地域都市基盤整備等の早期実現について

#### (1) 多摩地域各駅の利用者の転落防止施設整備の早期実現

多摩地域では高齢化が急速に進行するとともに、外国人観光客も増加が見込まれることから、全ての人が安心して鉄道を利用できるよう多摩地域の鉄道各駅にホームドア等の転落防止施設を早期に整備されたい。

#### (2) 多摩都市モノレールの上北台から箱根ヶ崎への早期延伸

多摩都市モノレールの延伸については、令和7年5月に多摩都市モノレール株式会社が軌道法に基づく軌道事業特許を取得した。

また、東京都において多摩都市モノレール箱根ヶ崎方面延伸に関する都市計画が決定、告示された。

事業化に向けた現況調査や基本設計等の予算が計上され住民の早期延伸に対する期待も高まっていることから、上北台から箱根ヶ崎までの延伸を着実に推進されたい。

#### (3) 東村山都市計画道路3・4・15の2号新東京所沢線の早期整備

東村山都市計画道路3・4・15の2号線は、区部の放射第7号線から延伸され、西東京市・新座市・東久留米市・清瀬市を経由して所沢市に至る幹線道路として北多摩北部地域と埼玉県所沢市を東西に結ぶ重要な東京都の都市計画道路の一区間である。用地取得も進み道路整備工事も順次実施されているところであるが、整備されると今まで少なかった東西方向の流れが大きく改善されることから、早期に開通に向け着実に進められたい。また同時に都心へのアクセスを改善するルートについても早急に整備されたい。

#### (4) 西武新宿線・池袋線の踏切対策の早期事業化

西東京市内を走る西武新宿線、池袋線の踏切で交通渋滞が発生している。遮断時間も長く「開かずの踏切」状態が多く見受けられ、交通渋滞を招くとともに、市街地が分断され、救急活動等の妨げにもなっている。交通の円滑化に加えて駅周辺のまちづくりの進展にも大きな効果が期待されることから、連続立体交差事業や単独立体交差事業による踏切対策を早期に事業化されたい。

#### **(5) 都営村山団地の建て替えによる店舗移転**

都営村山団地中央商店街の店舗については、2024年東京都より店舗買収の説明会が開催され、代替地等も提示されたところである。その際、テナントとしての入居を可能とするなど、初期投資を抑えたうえで事業が継続できるような環境整備を要望する。

#### **(6) JR中央線三鷹一立川間複々線化の早期実現**

JR中央線は、多摩地域と都心部を結ぶ大動脈であり、多摩地域から都心部への通勤通学に加え、多摩地域の事業所への通勤路線として多くの人が利用する最も重要な路線の一つである。朝のラッシュ時には約2分おきに運行されているが、著しい混雑と遅延が発生しており、多くの利用者が苦難を強いられている。

同路線は国の運輸政策審議会の答申により目標年次（2015年）までに三鷹一立川間の複々線化を整備着手されることが適当である路線に位置付けられているが、実現は見通せない状況である。東京都におかれては、国等に対し早期実現に向け働きかけられたい。

#### **(7) 都営大江戸線の延伸促進**

令和5年、東京都では「大江戸線延伸にかかる府内検討プロジェクトチーム」を設置し、光が丘から大泉学園町までの整備について検討が開始された。これに伴い北多摩北部地域から武蔵野線東所沢駅までの区間の鉄道整備による交通利便性の向上に期待が高まっている。

東京都におかれては、光が丘から大泉学園町まで区間の早期事業着手と東所沢駅までの延伸・整備の検討を進められたい。

### **六. 島しょ地域要望**

#### **1. 島しょ地域の活性化支援策の強化について**

長期にわたったコロナ禍は、観光業を主要産業とする島しょ地域の経済に大きな影響を及ぼし、来島者の激減により島しょ地域の産業は大きな打撃を受けた。

その一方で、メールによる資料の大量転送の高度化やWEB会議などによるテレワークの普及によって、来島者と移住してくる人が徐々に増え、島しょ地域に住みながら、自然環境に囲まれて仕事ができるという、新たな生活スタイルを生み出した。

のことから、観光産業はもとより、地域産業の価値を高めるため、住宅の確保等居住環境の整備を含めた定住化促進事業及び DX 推進に資する通信環境の整備をはじめとしたハード面、ソフト面での支援策が一層充実されるよう要望する。

あわせて地域経済の立ち直りに向けて、事業者、商工会等に対して資金面の助成や公共事業の実施等による仕事の確保について、特段の支援をお願いしたい。

## 2. 離島航空路線の便数確保及び燃料への補助制度の支援について

### (1) 離島航空路線における便数の確保

八丈町は、各種団体と一体となり、スポーツアイランド八丈島として観光振興・地域活性化の為に招致活動に取り組んでおり、島民の足としての生命線である航空路の便数増減は、商工業者や観光関連業者にも大きな影響を与える。

コロナ禍の期間中には一時的に減便されたが、今後も3便体制を確実に維持することについて特段に配慮されたい。

また、式根島においては、航空便が就航していないため、船便の欠航等により物資の輸送が滞りことも多々あり、日常生活にも影響を及ぼしている。このため、現在伊豆諸島各島に就航しているアイランドシャトルの式根島への就航を要望する。

### (2) 航空燃料、ガソリン代補助の継続

島しょ地域においては、令和7年度、国の補助事業（離島のガソリン流通コスト対策事業）によりガソリン価格に対する補助が実施されている。また、航空機を含む燃料価格激変緩和対策事業も延長されている。自動車に頼らざるを得ない島の事情を勘案し、経済を活性化させる最も有効な補助事業としての「離島のガソリン流通コスト対策事業」と、航空路の確保にもつながる燃料価格対策の継続・恒久的な実施を国に働きかけられたい。

## 3. 小笠原空港の早期開設について

小笠原の航空路問題では、令和2年8月垂直離着陸ができるティルトローター機の採用案が小笠原航空路協議会に提案されたが、その後議論が進捗していない。

小笠原空港の開設は、村民の悲願であり、村民生活の安定のみならず、産業振興にも不可欠なものである。国と都の強力な連携のもとに早期に課題を克服し、航空路を開設されたい。

# 令和8年度東京都施策に対する要望について

令和7年12月11日（木）

東京都中小企業団体中央会

## 《令和8年度東京都施策に対する要望について》

### 1. 中小企業組合等の事業承継への継続支援について

中小企業組合等が取り組む事業承継への支援策を継続していただきたい。 · · · · · P 1

### 2. 中小企業等のDX、デジタル化対応への継続支援について

中小企業・小規模事業者の生産性向上と各業界の一層の活性化を図るため、

DX、デジタル技術活用に係る支援策を継続していただきたい。 · · · · · P 2

### 3. 中小企業等への資金繰り支援について

中小企業・小規模事業者の資金繰りを支援するため、東京都制度融資の充実を図るとともに、都独自の融資制度を拡充していただきたい。 · · · · · P 3

### 4. 中小企業等を支援するための固定資産税・都市計画税に係る軽減制度について

小規模非住宅用地に対する固定資産税・都市計画税の軽減制度を継続していただきたい。 · · · · · P 4

### 5. 中小企業等のものづくり人材の確保・育成支援策等の継続について

ものづくり人材の確保・育成の支援策を継続するとともに、情報発信に努めていただきたい。また、その一環として「ものづくり・匠の技の祭典」を継続していただきたい。 · · · · · P 5

### 6. 「組合まつり in TOKYO」開催の継続について

「組合まつり in TOKYO」を開催するための予算措置を引き続き講じていただきたい。 · · · · · P 6

## 令和8年度東京都施策に対する要望について

### 1. 中小企業組合等の事業承継への継続支援について

**中小企業組合等が取り組む事業承継への支援策を継続していただきたい。**

わが国の経営者の平均年齢は34年連続で過去最高を更新しており、経営者の高齢化が進む中、多くの中小企業・小規模事業者が事業承継という深刻な課題に直面している。

この状況に対し、東京都をはじめ国等において、事業承継支援ファンドへの出資、事業承継計画の策定支援や後継者育成支援など、様々な支援策により、中小企業・小規模事業者の事業承継の促進を図っている。

令和7年度からは団体等が取り組む事業承継支援をサポートするため、東京都の補助をいただき中央会が「団体連携型事業承継支援事業」に取り組んでいる。本事業は業界共通の課題に対して団体等が主体となって取り組むことで、課題の解決及び持続的な業界の発展に寄与するものである。

東京都におかれては、大きな課題である後継者不足を解決するため、引き続き、中小企業組合等が取り組む事業承継への支援策を継続していただきたい。

## 2. 中小企業等のDX、デジタル化対応への継続支援について

**中小企業・小規模事業者の生産性向上と各業界の一層の活性化を図るため、DX、デジタル技術活用に係る支援策を継続していただきたい。**

近年、中小企業・小規模事業者の人手不足は特に深刻な状況にあり、人材確保とともに、DX、デジタル技術を活用した、生産性の向上は重要となっている。また、Webを活用した販路拡大等、広範に及ぶデジタル技術を活用した事業運営が求められているものの、依然として、中小企業・小規模事業者の対応は遅れている。

東京都によるこれまでのDX、デジタル技術活用に係る様々な支援により、中小企業・小規模事業者のデジタル化は、徐々に進展してきたが、引き続き、全体的な浸透度を高めていく必要がある。

令和6年度においても、予算措置を講じていただき、東京都の補助事業である「中小企業新戦略支援事業（団体向け）」のデジタル技術を活用した販売力強化プロジェクトにおいて、大規模コースを利用した6団体、小規模コースを利用した5団体が先進的な事業を実施し、それぞれ販売力強化や生産性向上等の成果を上げ、中小企業・小規模事業者のDX、デジタル技術活用に大いに寄与した。

東京都におかれては、引き続き、中小企業・小規模事業者の生産性向上と各業界の一層の活性化を図るため、DX、デジタル技術活用に係る支援策を継続していただきたい。

### 3. 中小企業等への資金繰り支援について

**中小企業・小規模事業者の資金繰りを支援するため、東京都制度融資の充実を図るとともに、都独自の融資制度を拡充していただきたい。**

中小企業・小規模事業者においては、物価や金利の上昇、深刻な人手不足に伴う防衛的な賃上げ等の困難な経営課題に直面していることに加え、米国関税措置による影響が懸念され、資金繰りはますます厳しくなることが危惧される。

東京都においては、「東京都中小企業制度融資」、地域の金融機関と連携した「東京プラスサポート融資制度」、「東京都動産・債権担保融資（A B L）制度」等、多様な資金ニーズに対応するための資金調達手段を措置していただいている。制度融資は年々拡充されており、今年度、「事業・業態転換」では融資対象の拡充、「経営一般」では米国関税措置関連により事業活動に支障を生じている中小企業者等を新たに融資対象に追加いただいている。また、プラスサポート融資では昨年12月より融資期間の延長がなされている。

しかし、中小企業・小規模事業者が現状を打破するためには、財務基盤の安定・強化を図った上で、付加価値や労働生産性を高める経営への転換が必要不可欠であり、その実現に向けて、積極的な設備投資・デジタル化などの取組みが重要となる。

このため、事業継続と成長・発展に向けた両面から、資金繰り支援の柱である東京都制度融資においては、信用保証料補助を拡充する等、事業者がより軽い負担で借りられる融資メニューを設定するとともに、事業者の資金調達手段を増やすため、プラスサポート融資等、都独自の支援策の拡充を図っていただきたい。あわせて、各種の支援策がより多くの事業者に利用されるよう周知の促進や借入手続の一層の簡素化等も実施いただきたい。

#### **4. 中小企業等を支援するための固定資産税・都市計画税に係る軽減制度について**

**小規模非住宅用地に対する固定資産税・都市計画税の軽減制度を継続していただきたい。**

東京都では、厳しい経済状況下における中小企業等を支援するため、東京23区内の一定の要件を満たす非住宅用地に対する固定資産税・都市計画税の税額を2割減免している。

令和7年1月1日現在の東京23区における地価公示価格の対前年平均変動率は、住宅地が7.9%、商業地が11.8%、工業地が9.6%となり、4年連続で上昇した。商業地においては、大規模な再開発事業が進展している地域やインバウンド客で賑わう地域等を中心に地価が上がり、今後も公示価格の上昇が懸念される。

中小企業・小規模事業者を取り巻く経営環境は、物価高によるコスト増や人手不足、いわゆる防衛的な賃上げへの対応などの課題が山積し、非常に厳しい状況にある。

元来経営基盤が脆弱な中小企業・小規模事業者にとって、この地価上昇による固定資産税・都市計画税の増額の影響は深刻であり、当該減免措置の効果は非常に大きいことから、令和8年度以降も継続していただきたい。

## 5. 中小企業等のものづくり人材の確保・育成支援策等の継続について

**ものづくり人材の確保・育成の支援策を継続するとともに、情報発信に努めていただきたい。また、その一環として「ものづくり・匠の技の祭典」を継続していただきたい。**

東京のものづくり産業は多様で高度な技術を有する中小企業・小規模事業者が集積し、日本のものづくり産業を支える中核として日本経済に大きく貢献してきた。この貴重な産業基盤を維持し、発展させていくためには、専門的な知識や高度な技能を備えた人材を継続的に確保・育成していくことが必要不可欠である。

しかしながら現在、中小企業・小規模事業者は、かつてないほどの人材不足に直面しており、特にものづくり中小企業においては、熟練技能者の高齢化や若者のものづくり離れといった要因が重なり、次世代を担う若手技能者の確保や技能の継承などが深刻な課題となっている。くわえて、近年のデジタル化の進展により、DXを活用した業務プロセスの改善や生産性向上が重要となっており、これらを推進できる人材の確保・育成も急務である。

東京都においては、これまで様々な支援策を通じて、ものづくり人材の確保・育成に取り組んでいただいている。令和6年度からは、東京都の補助をいただき中央会が「団体連携型DX人材育成推進事業」において、セミナーの開催支援により、DX人材の育成を後押ししているが、引き続き、ものづくり中小企業の維持・発展のため支援策を継続していただきたい。

また、職業能力開発センターの入校生等の増加に向けて、ものづくりへの関心や理解を促す情報発信を強化するなど、東京のものづくり産業の人材確保につながる取組を積極的に実施していただきたい。

さらに、東京都は、ものづくり産業の持続的発展を目指して「ものづくり・匠の技の祭典」を毎年開催しており、都内ものづくり関係の中小企業団体からも好評を博すなど、ものづくり中小企業の人材確保・育成に大きな役割を果たしているため継続していただきたい。

## 6. 「組合まつり in TOKYO」開催の継続について

「組合まつり in TOKYO」を開催するための予算措置を引き続き講じていただきたい。

中小企業組合及び傘下の中小企業は、優れた技術・技能を有し、魅力ある製品やサービスを提供するとともに、地域の雇用や経済を支える、都民にとって欠くことのできない存在である。

このため、都内はもとより全国の中小企業組合から出展を募り、組合の知名度の向上、組合產品の販路拡大、また地域の魅力発信、インバウンド需要獲得等の場として、全国一体となった展示会「組合まつり in TOKYO」（以下、「組合まつり」という。）を平成29年度以降、継続して開催している。

8回目の開催となった令和6年度は、「中小企業受注拡大プロジェクト事業」の一環として予算措置を講じていただき、「組合まつり in TOKYO～技と食の祭典！～」として、令和6年10月30日、31日に東京国際フォーラムにてリアル展示会を開催し、併せて令和6年10月16日から同年11月8日まで、オンライン展示会を開催するハイブリッド形式で実施した。

展示会には138団体に出展いただき、リアル会場とオンライン会場の来場者数は合計22,631人と大変盛況であった。出展者からは「昨年度よりも賑わいを感じた」、「今後の仕事につながる商談ができ、販路開拓につながった」、「外国人来場者にPRでき、商品を購入いただいた」、「業界、組合及び組合產品のPRができた」といった声を多数頂戴し、業界、組合及び組合產品の魅力を十分に伝えられ、組合の販路開拓、組合間連携に大いに寄与した。

令和7年度においても、予算措置を講じていただき、令和7年10月29日、30日に東京国際フォーラムにて組合產品を展示する、集客型のリアル展示会を開催するとともに、同時期に約3週間にわたって、オンライン展示会を開催する予定である。

「組合まつり」の開催に伴う経済効果を、都内の中小企業はもとより、日本全国に波及させるためには、「組合まつり」の継続的な開催が不可欠であるため、令和8年度においても「組合まつり」を開催するための予算措置を講じていただきたい。



## 東京都中小企業団体中央会

東京都中央区銀座2丁目10番18号

〒104-0061 東京都中小企業会館

電話 03(3542)0386(代表)

FAX 03(3545)2190

<https://www.tokyochuokai.or.jp/>

令和7年 12月11日

東京都知事 小池 百合子 殿

一般社団法人  
東京都下水道工事専業者協会  
会長 松田 康一

## 要望書

平素より当協会の運営にあたりましては、格別のご指導を賜り厚く御礼申し上げます。

当協会は、1970年3月に設立以来、長期にわたり下水道工事並びに作業の専業者として、技能の研鑽や技術の開発に努め、下水道局の実施する都民サービスの維持・向上に寄与する活動を続けてまいりました。2009年には一般社団法人化し、下水道局との協力体制のもと、下水道事業への都民のご理解とご協力を得るため、積極的に様々な下水道事業PRへの取組を行っております。

具体的には、現場近隣住民への「PR紙裏面」を活用した工事・作業説明、専業者ならではの視点で現場を撮影した「写真掲載カレンダーの配布」、下水道展他「PRイベントへの協力」、下水道の役割や工事・作業の必要性、重要性を伝える小学校等への「出前授業」等を継続的に実施してまいりました。今後も、引き続き下水道のPR活動を行っていく所存です。

一方、都民に対する責務である下水道事業の誠実な遂行と品質確保など、不断の活動を維持充実させる為には、中小事業者の抱える諸課題、特に現状の技術者・労働者の不足、働き方改革への対応等、経営を脅かす深刻な状況の改善を図らなければなりません。

つきましては、協会員一同、引き続き良好な都民サービスの提供が継続できますよう、別紙事項につきまして、特段のご高配を頂きますようお願い申し上げます。

### 1 下水道維持管理に係る予算及び発注量の確保について

下水道は都民の快適な生活を支える重要な都市インフラであり、道路陥没など下水道施設に不具合が発生した場合には、都民が大きな不利益を被ることになるため、下水道施設の維持管理は必要不可欠です。

一方、円安・原油高による材料費の大幅高騰のなか、組合員からは来年度の工事量に対する不安の声も多数上がっております。引き続き、中小企業の経営基盤の安定化のため、維持管理に係る予算および発注量を確実に確保していただきますよう要望いたします。

## 2 現場事務作業の効率化・電子化の推進について

昨今の建設業における人手不足・担い手不足は解消されず、現場担当者の業務負担は増すばかりです。東京都におかれましてもハンコレスや書類削減・簡素化を進めて頂いているところではございますが、働き方改革の推進や作業の効率化、簡略化を実現進めるための更なるデジタル化は必須であり、「工事情報共有システム」の積極的な活用や打合せのメール等の活用など、提出書類の大幅な削減・簡素化の取組を推進していただくよう要望します。

## 3 持続可能な建設業の働き方改革について

2024年4月より、罰則付き時間外労働の上限規制が中小建設業にも適用されました。残業が制限されたうえに休日を確保するとなると、実際の作業時間が大きく制限されることとなり、現場進捗が低下します。また、劣悪な現場環境に加え、35度を超える猛暑・酷暑における下水道工事・作業が敬遠されたせいか、新規入職者は減少の一途をたどっています。

下水道工事・作業の担い手不足が顕在化してきた現在こそ、将来に渡り安定的に都内下水道工事専業者の持続可能性を高めるため、工事積算時における日当たり施工量の見直しや、酷暑日における施工時間帯の柔軟な変更など、現場実態に沿った設計単価の見直しを推進していただきますよう要望します。

また、本年施行された東京都カスハラ防止条例に関連し、路上現場に対し不当な言いがかりや悪質なクレームを受けることにより、現場責任者に大きな精神的ストレスがかかることがあります。現場施工時における官民一体となったカスハラ防止の取り組みに今後ともご協力ください。

以上

令和 7 年 12 月 11 日

東京都知事  
小 池 百 合 子 様

一般社団法人 豊洲市場協会  
会 長 吉 田 猛

知事におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。  
平素より豊洲市場の運営に際し、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上  
げます。

豊洲市場は平成 30 年 10 月 11 日に開場して以来、本年で 7 年が経過し  
ました。築地から豊洲へと場所が変わっても、産地と消費者を結ぶ懸け  
橋として、生鮮流通を 1 日たりとも絶やさないとの使命感を持ち、取引  
を続けてまいりました。豊洲市場開場後は新型コロナウイルス感染症の  
発生等困難が連続する中、「地元に愛される、都民に信頼される、世界に  
羽ばたく市場」を目指し、各事業者が懸命に創意工夫を凝らしてまいり  
ました。まさに豊洲市場の「創設期」と言えるのではないでしょうか。

これから豊洲市場は、日本橋に始まり、築地から豊洲へと受け継が  
れてきた伝統を基盤に、今後の卸売市場流通がどうあるべきかという理  
念を掲げるとともに、その理念を具体化し、実践へと移すステージにな  
ります。そのため、常に現場視点を忘れず、東京の食を支える「中核市  
場としての豊洲市場」ならではの大膽な取組を行ってまいります。

伊藤裕康前会長が築いた礎のもと、開場 10 年に向けたこれからを、豊  
洲市場の「発展期」ととらえ、将来を見据えた具体的取組を推進していく  
所存です。御都におかれましては、我々市場業界と協力し、以下の 3  
点についてご支援を賜りますようお願い申し上げます。

## 1 豊洲市場から「生鮮流通」を変える

豊洲市場が将来にわたり「選ばれる市場」としての地位を堅持する  
ためには、長期的視点に立った取引機能の強化が不可欠です。急速に  
進化するデジタル技術は商取引のあり方に革新を迫っており、取引業  
務における DX 推進は喫緊の課題となっています。さらに、市場取引の  
担い手不足の深刻化は、生鮮品の安定供給という卸売市場の公共イン  
フラとしての役割を危うくする可能性があり、危機感を持って抜本的

な対応を進める必要があります。このため、開場以来、取引を支えてきた市場内における統合ネットワークの機能をより一層高め、電子取引の高度化と商品管理の最適化、AI や IoT を活用した効率的な物流管理などを推進し、全国の市場流通の中核である豊洲市場が市場業務の革新を強力にリードしていきます。

また、豊洲市場は環境への配慮の面でも先進的市場を目指しています。日々膨大な生鮮食品を取り扱う過程で発生する発泡スチロール廃棄物は、市場内で減容処理しインゴットにしてリサイクルしております。こうした環境負荷の低減は、市場が果たすべき社会的使命の一つであると認識しています。昨年度開催した豊洲市場まつりの会場では、このインゴットをケミカルリサイクルし、キーホルダーや食器として活用しました。今後も、発泡スチロール廃棄物のケミカルリサイクルなど先進的な手法の導入を視野に入れ、ゼロエミッション化に向けた取組を一層強化していきます。

こうした取組をする上で、御都の協力は不可欠であり、共に連携して「生鮮流通」を変える先進的な卸売市場のモデルを構築してまいります。

## 2 「ゆるぎない豊洲市場」を目指す

「中核市場」として生鮮食料品を、都民をはじめ全国に安定的に供給し続けるためには、どのような事態でも流通を止めない、「ゆるぎない豊洲市場」を実現することが不可欠です。近年の風水害の激甚化や、今後発生が懸念される首都直下地震など、様々な危険への万全の備えが求められています。今年度実施する中央卸売市場 BCP の運用訓練を踏まえ、更なる周知と定着を図り、多岐にわたる災害リスクへの備えの強化を図ります。有事の際にも事業継続が果たせるよう、御都と連携し、実効性のある取組を進めます。

さらに、市場機能を維持するため、開場以来の運営上の課題から生じた施設の改修、機能向上ニーズへの対応も欠かせません。高度な品質、衛生管理が可能な閉鎖型施設である豊洲市場では、常に環境改善の工夫を講じるとともに、場内の機械設備などの適時適切な更新を行うことが重要です。また、駐車場や、荷捌き場の日照や風雨を避ける屋根の設置などといった、物流の多様化への対応に資する効果的な整備手法を常に検討いただくようお願い申し上げます。

### 3 「豊洲市場発・食の魅力」を発信する

豊洲市場は生鮮品等の流通拠点にとどまらず、食文化の発信拠点としての役割を果たすことも重要です。令和6年2月1日に開業し、毎日1万人を超える人が訪れる「豊洲 千客万来」は、都民をはじめとした来場者へ豊洲市場の魅力や中央卸売市場の役割を発信する絶好の場です。豊洲市場は「豊洲 千客万来」との連携を深め、かつての築地市場で築かれた「場内と場外」の様な賑わいを創出することで、豊洲市場の魅力を国内外に広く発信してまいります。全国の産地から届く新鮮な魚介や青果、それを扱う市場関係者、我が国の食文化を担う料理人など、多彩な「食」を扱うプロ集団ならではの食の魅力を、情報発信力の強化によって最大限に高めてまいります。

以上3点について申し上げました。

私たちは、これからも都民の食を守る使命の基、産地と消費者を結ぶ懸け橋として、時代をけん引する市場づくりに挑戦し続けてまいります。世界に誇れる市場を築くため、現場視点での改革を推し進め、業界一丸となって未来を切り拓いていく所存です。御都におかれましては、これまで以上の御支援、御協力を賜り、共に未来を築いてまいりたいと存じます。

令和7年12月11日

東京都知事

小池 百合子 様

東京都青果小売商団体協議会  
会長 吉野 一久

### 卸売市場などに関する青果小売業の要望書について

私たち東京都青果小売商団体協議会（以下「都青協」という。）は、青果小売業者で構成する団体であり、個々の会員はお客様である都民に対して日々新鮮な野菜・果物をお届けすることで、都民の食生活を支えていると自負しております。

また、青果小売業者は、地域に根差した商売を行っているだけではなく、地域コミュニティの一員として、町内会などの諸活動に参画し、もって地域経済の発展に努めているものと理解しております。

わが国では、生産性を向上させる観点から、ペーパーレスなどのデジタル化への対応に加えて、これまでのビジネスモデルを変化させるDX（デジタルトランスフォーメーション）が進展しておりますが、私たち小売業界におきましても、その環境変化に向き合って参りたいと考えております。

また、私たち青果小売業者にとりまして、公正な価格で多種多様な青果物をいつでも仕入れができる卸売市場は、私たちが商売を続けていく上で必要不可欠であり、社会インフラとして重要な施設です。

生鮮食料品の品質管理はもとより、安全性に対する都民の関心がより一層高まるなか、今後とも、都民へ青果物を安定的に供給していくうえで、仕入れ先である卸売市場において、時代のニーズに即した施設が整備されることは極めて重要であると認識しております。

つきましては、都青協として以下の事項について要望いたします。

#### 一 東京都中央卸売市場の整備

##### 1 各市場の整備

各市場の整備については、令和3年度に策定した経営計画を踏まえ、一部の市場において、今後の市場の在り方を検討しているところです。市場の在り方の検討は、当該市場関係者である売買参加者の団体に対し、ソフト・ハードの整備に係る内容など十分に理解が得られるよう説明をお願いしたい。

##### 2 市場休市や衛生管理を踏まえた保冷施設の整備

当業界は中小企業者が多く、生鮮食料品をストックする場所等に余裕がない場合が多く、当日仕入れ、当日販売での営業を基本としている。また、小中学校及び外食産業に対して納品を行っており、鮮度や品質管理等が求められている。

こうした状況を踏まえ、卸売市場における休市日対応への生鮮食料品のストック施設や災害時に生鮮食料品等の供給にも資する保冷施設の整備を行い、併せて消

費者の食に対する安全・安心を確保する必要がある。特にH A C C Pに沿った衛生管理は、卸売市場でも求められているものと理解している。

なお、保冷施設の整備に当たっては、青果小売業界に対して丁寧な説明を行うとともに、業界の意向を十分に把握した上で行ってもらいたい。加えて一部の市場において、青果小売業界にも保冷施設を整備できるよう講じていただいたところですが、これらについて、引き続き御支援をお願いしたい。

### 3 物流効率化に資する青果部荷捌場の整備

青果小売業に対する有蓋荷捌き施設が整備されていないため、降雨や降雪の際に商品や売買参加者などが濡れながら荷捌きを行っており、物流も円滑に確保されていない状況にある。こうした市場にあっては、荷捌きの一層の効率化を確保する観点から、売買参加者団体等の意見を踏まえ、有蓋荷捌施設の整備を講じられたい。

### 4 青果部卸売場の低温卸売場の整備

卸売市場において生鮮食料品の品質を確保したコールドチェーン流通が途切れていることから、特に夏場において鮮度保持が確保されていないことにより、品傷み等が排除できないなどの喫緊の課題がある。このため、低温施設が十分でない市場において、コールドチェーン流通に資するための施設の整備をお願いしたい。加えて、H A C C Pの考え方を取り入れた衛生管理のためのソフト・ハードの整備を進めていくようお願いしたい。

### 5 卸売市場の駐車場の整備、充電設備の充実

一部の卸売市場で時間帯により売買参加者用の駐車場が不足する事態が生じている。不足解消に当たっては、駐車場の立体化も視野にして拡充整備をお願いしたい。

荷捌などに使用するフォークリフトの動源はエンジンから電気にシフトしているが、充電設備が不足していることから拡充整備をお願いしたい。

### 6 DX推進の対応

東京都中央卸売市場は、全国を代表する中央卸売市場であると理解している。近い将来、卸売市場の有する集荷・分荷、価格形成、代金決済、情報の受発信などの機能においても、DXの進展が来るものと思料している。こうした状況を踏まえ、東京都の監督下にある売買参加者もそれに対応していくことが重要であると認識しており、卸売業者及び仲卸業者並びに売買参加者に寄り添って、東京都による指導助言や支援をお願いしたい。

## 二 イベントなどに対する支援

### 1 青果小売組合で取組するイベントに対する経費などの補助をお願いしたい。

当業界は、青果物流通の流通業者として、その機能と役割を果たす観点から、消費者に対して、安全でおいしい青果物の提供と普及啓発に努めることが肝要であると考えている。

厚生労働省の健康日本 21 で提示されている生活習慣の改善・栄養・食生活において、目標値として 1 日 350 グラム以上、果物は 200 グラムと提示されている。

東京都は全国の人口の 1 割を占めていることから、イベントの実施効果は相当期待されるものと思料しているところで、東京都下で開催する青果物消費拡大のイベントを実施するに当たって、御支援をお願いしたい。

- 2 小売関係者が市場まつりで、青果物の普及啓発などの取組を行う場合には、相当な支援をお願いしたい。

令和 7 年 1 月 11 日

東京都知事

小池 百合子 殿

## 令和 8 年度東京都予算等に対する要望書

令和 8 年度の東京都予算等に対し、別紙のとおり強く要望させていた  
だきますので、実現方何卒よろしくお願ひ申し上げます。

東京都石油商業組合

理事長 矢島 幹也

# 令和8年度東京都への特別要望

私たち石油販売業界は、日々エネルギー供給を担う中で、住民の生活や経済・社会活動を支える重要な役割を担っています。特に災害時には、燃料供給拠点としての機能を確保することが求められており、燃料供給の安定性を一層強化するための新たな取り組みが必要です。

石油販売業者とSS（サービス・ステーション）がエネルギー供給の“最後の砦”としての役割を担い続けるために、地場中小企業をはじめとする組合員の経営意欲を後押しする取り組みに必要な政策及び予算支援を強く要望します。

## 【重点事項】

1. SSの災害対応能力等の強化への支援
2. 新たな燃料供給体制構築への支援
3. 離島・過疎地における安定的な燃料供給体制構築への支援
4. 軽油引取税の旧暫定税率廃止に伴う影響軽減・安定的な事務体制確保への支援

### 1. SSの災害対応能力強化への支援

#### (1) 災害時の備蓄体制強化

災害時において、SSが円滑に機能するためには、十分な燃料在庫を確保する必要があります。地下タンクの大型化、緊急車両優先給油や被災地住民への燃料供給のための自家発電設備の導入・修理費用、環境配慮につながるベーパー回収整備の導入について支援していただきたい。

#### (2) 緊急対応訓練及び設備点検の支援

災害時には、迅速かつ正確な対応が求められます。東京都指定給油所に対する緊急車両への給油訓練や研修等及び自家発電設備を設置済みのSSに対する整備点検について支援していただいているところであるが、組合員SSにも対象を広げるなど業界全体の災害対応力を高める取り組みについて支援していただきたい。

### 2. 新たな燃料供給体制の構築への支援

AI・デジタル化を活用した業務効率化、カーボンニュートラルの進展により、今後の燃料供給体制の変革が求められます。特に、AIやデジタル技術を活用した業務の効率化やSSの機能強化を目指すために、先進的な技術開発や事業多角化・多機能化について支援していただきたい。

### 3. 離島・過疎地における安定的な燃料供給体制の支援

### (1) 離島への輸送コスト補助

離島における燃料供給の安定化には、輸送コストが大きな課題となっています。離島における石油製品の輸送の特殊な追加コスト相当分の補助について支援していただきたい。

### (2) 安定的な供給体制の構築

地域ごとに関係者（自治体、事業者、需要家等）が連携し、効率的かつ安定した供給体制を構築するための支援をしていただきたい。また、離島での石油製品流通の合理化に資する設備費用について支援していただきたい。

### (3) 環境・安全対策の支援

離島や過疎地におけるSSの設備において、環境・安全対策が求められています。地下タンクの危険物漏洩防止や効率的な設備撤去など、これらに必要な費用について支援していただきたい。

## 4. 軽油引取税の旧暫定税率廃止に伴う影響軽減・安定的な事務体制確保への支援

軽油引取税特別徴収義務者交付金制度について、東京都が長年にわたり特別徴収義務者が円滑に事務を執行できる体制を支えるための補助として、交付金率を2.5%と定めて制度運用されてきたことに敬意を表します。

しかしながら、平成4年度に変更以降、33年間にわたり交付率が据え置かれたままという状況のもと、物価・人件費の上昇、特別徴収義務者数の大幅な減少、さらに令和8年度旧暫定税率の廃止による税収減少を契機として、実務を支える交付金の総額が大幅に減少してしまいます。

### (1) 事務量・コストが変わらないにもかかわらず交付金総額が大幅に減少見込みである点

交付金は、特別徴収義務者が毎月の申告・納税手続きを確実に実行するための事務経費補助として位置づけられています。特別徴収義務者の作業量・事務負担・人員配置は従来と変わらず、むしろ特別徴収義務者数の減少により1社あたりの負荷が増しているにもかかわらず、交付金総額が減少することは、制度を維持する上で大きなリスクとなること。

### (2) 物価・人件費・事務経費等の増加により実質的な負担補填力が低下している点

例えば、東京都の最低賃金（1992年度時点601円→2025年度1,226円）というように、人件費は2倍超にまで跳ね上がってます。これに伴い、特別徴収義務者が専任・兼務で事務を担う人材コスト、システム維持費・申告準備コストが増加しているにもかかわらず、交付率2.5%は35年間据え置かれていること。

### (3) 人材確保・特別徴収義務者数減少という構造的課題が進行していること

例えば東京都において、都税の特別徴収義務者数が1996年度1,054→2024年度399と62.14%もの減少が生じており、特別徴収義務者の減少に伴い、残る特別徴収義務者の業務負担が相対的に増大している実態があります。慢性的な人材不足の下、人件費の手当てが業務の継続性維持においてより重要となること。

### (4) 納税秩序維持・軽油の安定供給という政策観点からの重要性

特別徴収義務制度は、納税の確実性・迅速性を担保するための措置であり、軽油引取税の申告・納付が適正に行われることは、物流・運輸・インフラ等を支える燃料供給体制にも直結します。災害時の供給停止リスクにも備える観点から、業界の支払能力・事務体制を損なわない交付制度の維持・強化が不可欠であること。

以上のとおり、軽油引取税特別徴収義務者交付金制度は、軽油を巡る税制・燃料供給体制・適正な納税の確保という観点から極めて重要な制度です。特別徴収義務者が安定して事務を執行できる環境を確保していただきたい。

以上

2025年12月11日  
東京都知事 小池 百合子 様

特定非営利活動法人 地中熱利用促進協会  
理事長 笹田 政克

## 要 望 書

脱炭素社会の実現に向けて有効な地中熱利用システムの普及に関して東京都にご協力をいただき、ともに活動を進めることができれば、多くの課題が解決できるものと考えております。ここでは普及課題として、1. 地中熱の広報の強化、2. 地下水の有効利用、3. 再エネ熱の義務化、4. 地中熱のインフラ化の4点について要望をいたします。

### 1. 地中熱の広報の強化

地中熱は省エネ効果とCO<sub>2</sub>削減効果、ヒートアイランド抑制効果などで大きなメリットがあり、東京都でも実績が増えているが、普及が十分に進んでいるとは言えない。その要因は認知度が低いことと初期コストが高いことにある。東京都には助成制度の拡充など支援制度の強化に取組んで頂いているが、現状で見ると都内での地中熱ヒートポンプの導入実績は185件にとどまっており、認知度向上が大きな課題である。協会でもシンポジウムや展示会などで様々な活動を行っているところであるが、東京都には引き続き広報活動の強化でご協力をお願いしたい。

具体的には、導入に関係する市区町村の担当者及び民間事業者を対象にしたセミナーが有効であることから、協会とも連携しながら市区町村、建築関係の業界団体等に働きかけを行い、公共施設を所管する市区町村の担当部署、設計事務所、ディベロッパー、エネルギーサービス事業者、環境意識の高い企業の環境担当者等を対象にして、地中熱利用の最近の動向と、東京都の地中熱政策、最近の導入事例等を紹介する普及啓発セミナーの実施を重ねて要望するとともに、セミナーに参加した事業者、行政担当者の地中熱についての問題意識等を把握することにより、効果的な普及事業を展開していただきたい。

### 2. 地下水の有効利用

東京都では1960年代まで地下水の過剰な汲み上げによる地盤沈下があり、その対策として国が工業用水法、ビル用水法で規制を行うとともに、都は条例により揚水規制を実施している。こうした中で、脱炭素政策との関係で、大阪市において特区法に基づくビル用水法の規制緩和により、帶水層蓄熱の導入が実現され、現在も普及拡大に向けて、国に対して地下水採取（地下水の利用による地中熱利用）のさらなる規制緩和を提案している。

東京都のような高度に都市化が進んだ地域では、利用できる再生可能エネルギーは限られているが、その中で地中熱には大きなポテンシャルがある。東京都のエネルギー消費量は業務・家庭部門合わせて 428PJ（2023 年）であるが、環境省のデータによると東京都の地中熱導入ポテンシャルは 286PJ ある。この値は 100m 深まで地中熱交換器を埋設して利用できる地中熱エネルギーを表したものであるが、地下水を用いる場合も、ほぼ同程度のエネルギーが利用できるものを推定される。

このポテンシャルを活用して帶水層蓄熱などにより地下水が持続的に利用できるようになると、脱炭素社会の実現に向けて大きな CO<sub>2</sub> 削減効果が期待できる。今後国による地下水の揚水規制についての動向を見極めつつ、地下水の有効利用による地中熱の利用促進を是非検討していただきたい。

### 3. 再エネ熱の義務化

業務・家庭部門でのエネルギー消費の大半が最終的に熱として使用されている現状を考えると、脱炭素社会の実現に向けた再生可能エネルギーの導入においては、発電とともに熱利用に重点を置く政策が必要である。市場規模の小さい地中熱などの再エネ熱の普及拡大には、政策による市場の創出が大きな役割を果たす。

東京都が令和 7 年 4 月から施行した戸建住宅やマンション、オフィスビル、公共建築物等の新築時に再エネ利用設備の設置を義務付ける制度の中に、地中熱などの再エネ熱利用設備も対象になっていることは、地中熱利用の普及拡大において大きな役割を果たすものと期待している。一方、現実には制度の対象として太陽光に注目が集まり、再エネ熱利用についてはほとんど認知されていない状況にあるのではないかと危惧している。本年度から開始された再エネ義務化制度において、地中熱についての実績と、業界の動向を把握した上で、この制度が地中熱の普及拡大に役立つものとなるよう検討していただきたい。

### 4. 地中熱のインフラ化

日本中どこでも利用可能という「普遍性」、地中の恒温性を利用した「安定性」、地中熱交換器部分の「長期耐久性」は、地中熱の再エネとしての価値そのものである。特に、長期耐久性を有する地中熱交換器はメンテナンスフリーでもあり、その法定耐用年数は 40 年、メーカー耐用年数は 50 年であり、100 年寿命の検証まで行われている。つまり、長期耐久性を有しメンテナンスフリーでもある地中熱交換器は、インフラとして整備される価値がある。地区開発事業においてこの地中熱交換器をインフラとして整備し、複数の需要家群で熱を面的に融通する“日本初”的な取り組みを、是非とも東京都で実現していただきたい。

2025年12月11日

東京都知事

小池百合子様

日本労働組合総連合会東京都連合会  
会長 斎藤千秋

## 要望書

日本国内の経済情勢は、内閣府月例経済報告(10.29)によると「米国の通商政策による影響が自動車産業を中心にみられるものの、緩やかに回復している」と先月からの判断を維持しています。しかし、2025年7-9月期のGDP一次速報値は、トランプ関税の影響が徐々に顕在化していることに加え、輸出の反動減と住宅投資の大幅減により、6四半期ぶりのマイナス成長が予想されています。

東京都内の雇用情勢は、2025年4-6月の完全失業率が2.7%と前年同期比で0.3ポイント低下し(全国の完全失業率は2.6%)、同年9月の有効求人倍率は1.72倍で前月比0.05ポイント増となり、5か月ぶりに上昇しました。東京労働局は「雇用情勢は緩やかに持ち直しているものの、物価上昇等が雇用に与える影響に留意する必要がある。」と示しており、引き続き、女性や就職氷河期世代等の不本意非正規雇用労働者、就労困難者等の安定雇用と賃金向上が課題となります。

また、2024年労働力調査では、雇用者数は2024年平均で6,123万人と、前年に比べ47万人の増加となりました。そのうち、非正規雇用労働者は2,126万人で、前年に比べ2万人の増加となっています。

今後、経済の安定と自律的成長に向け、賃金と物価の動向について注視していきます。賃金の引き上げが急がれる中、すべての業種で深刻な人手不足が続いているおり、特に中小企業への就労支援との能力開発の拡充が必要です。雇用の安定、失業なき労働移動を前提とした生産性の向上、実質賃金の上昇、所得の向上が必要であり、効果的な就労支援、職業能力開発が引き続き重要となります。また、すべての労働者が安心して働き続けることのできる職場環境の更なる整備も求められます。

さらに、地域においては、いわゆる「多摩格差」を解消するための整備に加え、社会インフラ等を支える公的サービスにおける人材と質を確保するための労働環境等の改善がますます重要となっています。

連合東京は、働く者、生活者の立場から、東京都に対して下記のとおり要望します。都の施策に反映いただけますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1 適正取引の推進

労務費の適正な価格転嫁取引を推進するため、「サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正分配、適切な価格転嫁・適正取引」の取り組みの更なる強化を求めます。また、中小企業や有期・短時間・契約等で働く者の賃金を「働きの価値に見合った水準」に引き上げ、大企業と中小企業の賃上げの格差が是正されるよう、都としての支援策を求めます。

## **2 ソーシャルファームの拡大**

東京都認証ソーシャルファーム事業所への支援において、その事業の安定経営を担保するためにも、経費補助を10年間に延長することを求めます。

また、期限の迫っている認証ソーシャルファーム事業所について、経営状況を調査し、ニーズを踏まえたうえで、補助期間の延長、補助金の増額、適切な補助項目等を検討することを求めます。

## **3 熱中症対策および働き方改革**

尋常な暑さが長引く中、すべての労働者に対する熱中症対策の強化が必要です。テレワークのこれまで以上の推進はもとより、エッセンシャルワーカーなど在宅勤務が困難な職種もあることから、通勤緩和策を講じるなど、都独自の支援策を求めます。

## **4 災害に強い都市づくり**

最近の局地的豪雨による風水害、クマによる被害、道路陥没など、都内各所で日常生活に大きな影響を及ぼすような災害が頻発していることから、私たちが安心して働き、暮らし続けることができるよう、東京都が各自治体と連携し各種防災対策を強化することを求めます。

## **5 女性の就労環境の整備**

男女間賃金格差や年収による就業調整の解消、正規雇用を望む女性の就労機会の確保、仕事と家庭の両立支援策など、女性が安心して働き続けることのできる就労環境の整備を求めます。また、女性ドライバーなどが安心して仮眠・休憩できる駐車スペースの確保を求めます。

## **6 多摩格差の解消**

東京都市町村総合交付金および補助金について引き続き拡充することを求めます。また、算定基礎に含まれる「経営努力割」を廃止し、交付金について都税収入の一定割合を財源とするなど、制度のあり方について協議を行うことを求めます。

加えて、高齢者の移動の権利として、多摩都市モノレールをシルバーパスの適用とするよう求めます。

以上

令和7年12月11日

東京都知事  
小池百合子様

東京都社会保険労務士会  
会長 味園公一



## 要　望　書

私たち社会保険労務士は、『「人を大切にする企業」づくりから「人を大切にする社会」の実現』をコーポレートメッセージとし、労働法・社会保障制度及び人事・労務管理の専門家として、日頃から実務に携わる現場の視点に基づく政策提言を行い、今後も東京都の施策に協力させていただきたく存じます。

知事におかれでは、施政方針において中小企業の競争力強化と生産性向上への支援を表明されております。

当会は、従来から進めてきた「働き方改革及び健康経営」をはじめ、「労働条件審査」等の事業を通じ積極的に職場環境改善に取り組み、中小企業の課題に迅速に対応するとともに、従業員のエンゲージメント向上等、ライフ・ワーク・バランスを促進させたいと考えております。

今般、東京都が策定した「2050東京戦略」における柔軟で多様な働き方の推進において、「手取り時間」の創出、従業員の働きがいを高める取組に労働・社会保険諸法令の専門家である社会保険労務士を引き続きご活用いただきますようお願い申し上げます。

## 1 社会保険労務士による労働条件審査の導入について

\* 指定管理者選定の応札条件及び中間審査に「労働条件審査」の導入を

社会保険労務士による「労働条件審査」は、地方自治体が行う公共事業の実施委託を受けた企業について、労働・社会保険諸法令に基づく規程類・帳簿書類の整備状況を確認し、労働条件が確保され、労働者が生き生きと働くことができる職場となっていることを確認するものです。

労働者が安心・安全に働く職場こそが、業務受託企業が提供する都民サービスの質の向上に繋がります。

東京都におかれましては、約 200 の管理施設について、「東京都指定管理選定等に関する指針」に基づき、外部専門家を含む委員会において指定管理者の選定及びその管理状況の評価が行われているところです。都民のために管理運営されている事業の指定管理者に法令違反があつてはなりません。

つきましては、指定管理者選定・更新に際しての応札条件に、社会保険労務士による「労働条件審査」を導入するとともに、当該審査の結果、適正であることを議会への上程条件としていただきたいこと。

また、現状年間 3 件実施している、社会保険労務士による「指定管理者に対する労働条件・労働環境に係る調査」について、継続的かつ効果的な調査を実施するため、調査施設拡大に係る予算措置をお願いいたします。

## 2 学校教育における労働・社会保険等の教育（出前授業）の実施について

\* 「社会的・職業的自立支援教育プログラム事業」による出前授業の活用を

昨今、雇用に関するミスマッチや深刻な人手不足による労働者の過重労働問題、さらには若者が SNS などで募集される、いわゆる『闇バイト』に誘い込まれ、犠牲者、犯罪者となることが社会問題となっており、労働者にとって自分の身を守るために正しい法律知識の習得が必要であると認識しております。

また、学生の間はあまり意識しない「労働保険・社会保険」が実質的なセーフティネットとしての機能を果たしている点を理解するとともに、将来社会人となつたときに必要となる働くことのルール等の知識を高校生のうちから習得しておくことが求められます。

「学校教育における労働・社会保険等の教育の実施」につきましては、令和 2 年 6 月に都議会に請願し、採択いただいており、社会保険労務士による「出前授業」の実施校も増えてきております。

つきましては、「社会的・職業的自立支援教育プログラム事業」の積極的な活用により社会保険労務士による「出前授業」をより多くの都立高校や特別支援学校において活用していただくこと、特に卒業後すぐに就職する場面が多い工科高校や商業高校での積極的な実施できるよう周知及び予算措置をお願いいたします。

以上